

第60回施設・研修等分科会 議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第60回施設・研修等分科会

日 時：平成30年2月6日（火）10:18～11:19

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

公共サービス改革法の事業選定等に関するヒアリング

予算編成支援システムの維持管理（財務省）

<出席者>

（委員）

浅羽主査、石堂副主査、稲生副主査、奥専門委員、川澤専門委員

（財務省）

主計局総務課主計事務管理室 中出室長、小根澤分析官、小田上席主計事務専門官、
内田主任主計事務専門官、林主任主計事務専門官

大臣官房会計課 門田課長補佐

大臣官房文書課企画調整室 佐野室長

（事務局）

福島事務局長、栗原参事官、池田参事官、清水谷企画官

○浅羽主査 どうもお待たせいたしました。おはようございます。ただいまから第60回施設・研修等分科会を開催いたします。

本日は、「公共サービス改革法の事業選定等に関するヒアリング」といたしまして、予算編成支援システムの維持管理に関する審議を行います。

財務省主計局総務課主計事務管理室の中出室長にご出席いただいておりますので、ご説明をお願いいたしたいと思っております。なお、ご説明は15分程度でお願いできればと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○中出室長 座ったまま失礼いたします。改めまして、おはようございます。ただいまご紹介をいただきました財務省主計局総務課主計事務管理室長をしております中出と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

また、本日は私のほかに、予算編成支援システムの予算要求であったり、調達などの執行管理を行っている担当者あるいはシステムの運用担当者など、当室から4名、それから財務省全体の公共サービス改革の取りまとめを行っております文書課企画調整室から1名、それから財務省全体の調達契約全般を行っております会計課から1名、合計7名で参りました。あわせてよろしくをお願いいたします。

それでは、資料に沿ってご説明をいたします。1ページをお願いいたします。予算編成支援システムの概要でございますが、当システムは、財務省及び各省庁で整備されておりますLAN端末機等を利用いたしまして、それを政府共通ネットワーク等により相互接続させることでネットワークを形成しております予算・決算業務に係るシステムでございます。その業務につきまして、大きく2つにまとめますと、1つ目として、国の予算に係る業務ですが、各省庁が8月末に行います概算要求から政府全体として12月下旬に閣議決定します政府案決定までの計数を管理すること、それからさまざまな判断に資するよう予算の内容を分析すること、さらには最終的に予算書等を印刷・製本します国立印刷局とも連携して、予算書等の自動作成等を行っております。2つ目として、国の決算に係る業務ですが、官庁会計システム(ADAMS II)等により一元的に管理されている各省庁の歳入・歳出の決算関係データを活用いたしまして、決算の分析及び決算書の作成を行っております。これらの業務以外にも、国の財務書類の作成、各種事務連絡の発出及び調書の提出など、予算・決算に係るさまざまな業務を行っております。そういった意味では、財務省主計局職員はもちろんのこと、予算・決算に係る全省庁の行政職員向けの内部統制システムということが言えると思っております。

なお、システムの目的につきましては、システムの概要のところにも出ておりますが、国の予算編成業務、決算作成業務などの効率化・合理化を図ることでございます。

次に、システムの特長でございますが、資料には端的に記載しておりますが、予算編成に携わったことのない方には理解しにくいところもあると思っておりますので、少し丁寧にご説明をさせていただきたいと思っております。

当システムを運用する中で、最終的な成果物の一つとして、予算書等を国会に提出する

必要があります。直近の例で申し上げますと、現在通常国会が開かれておりますけれども、この国会におきまして1月22日に招集された、その日の冒頭に、平成29年度補正予算書と平成30年度当初予算書を国会に提出させていただいております。これらは今国会の審議の前提となるものでございますので、国会招集日に間に合わせるべく、土日も含めまして24時間態勢で当システムを稼働しております。財務省主計局だけではなく、各省庁の担当者も連日深夜までシステムを利用して作業している状況でございます。そんな状況での予算書作成作業ですので、業務の停滞は許されるわけでもなく、その業務の前提となる当システムの安定稼働は何よりも優先しなければならないと私どもは考えております。

また、今回の予算書作成作業ではこんなこともございました。総務省より、政府共通ネットワークを平日の昼間に長時間運用停止するとの連絡がございました。私どもとしては、予算書の国会提出に支障を来すおそれがあるとの認識から、日程変更を申し入れまして、調整を行いました。最終的には1月8日、これは祝日ですが、その日の深夜0時から2時の2時間だけシステムを停止することで済みましたが、こういったことにも細心の注意を払いながら、システムを安定稼働させることが私どもの使命だと考えてございます。

また、毎年度の当初予算や補正予算は、国全体の方針に基づいて編成されますが、その方針や法令改正などが当システムに影響を与えます。東日本大震災の際には、補正予算書を4月に提出したり、省庁横断的に事業を実施するために復興庁が設置されたり、あるいはこれまでにない仕組みの新たな特別会計が新設されました。国の予算を重点化する仕組みとして、さまざまな特別措置、特別枠による要求・要望といったものも毎年のように新設されております。こういった国全体の方針に対し、たとえ作業期間が短期間であろうとも、当システムとしては適切に対応しなければならず、それによって予算書の国会提出や各省庁の要求書提出を実現させなければならないということでございます。私どもは、このような緊急的な対応も含めたトータルとしてのシステムの安定稼働を確保していかなければならないと考えてございます。

2ページをお願いいたします。これはシステムの概要で説明したものと重複するところもありますが、このシステムは財務省だけではなく各省庁と一体となって運用しており、その成果物の一つとして、予算書・決算書等が国会に提出され、審議されるといった流れを図示したものでございます。

3ページをお願いいたします。今後の当システムの維持管理業務を本日ご議論いただく上で、現在取り組んでおりますシステム刷新開発が影響を与えることもあろうかと思っておりますので、その概要を説明させていただきたいと思っております。

現在稼働しているシステムは、平成8年度に運用が開始されて以来、約20年が経過し、長期使用による陳腐化や複雑化など、問題が顕在化しております。これらを解決するため、システム刷新開発を行い、システムの安定稼働を達成するとともに、政府全体で取り組んでおります運用コスト3割削減といったこともあわせて実現することとしています。

そのスケジュールですが、平成29年4月に開始し、平成32年5月に完了させることとし

ています。この複数年契約の権限は、平成29年度当初予算におきましてお認めいただいたものでございます。これまでに要件の確認、基本設計を終え、現在、詳細設計を実施しているところです。スケジュールとの関係で作業の後戻りはできませんので、進捗管理や品質管理などに細心の注意を払いながら進めているところでございます。また、刷新後のシステム運用の開始時期は、各省庁にも説明しておりますが、平成32年6月を予定しております。

なお、この刷新開発に当たりまして、刷新後の維持管理業務を開発受託事業者しか受注できないということがないよう、またそれ以外の事業者が入札に参加しやすくなるよう配慮したことをつけ加えさせていただきます。

4ページをお願いいたします。参考までに、閣議決定を抜粋したのですが、平成33年度をめどに運用コストの3割削減を目指すとされており、私どもも政府の一員でございますので、平成25年度比3割削減に向け、最大限の努力をしているところでございます。

5ページをお願いいたします。当システムの調達に当たっては「情報システムの調達に係る総合評価落札方式に関する財務省標準ガイドライン」、「一者応札、応募に係る改善方策について」等に基づき実施してきており、一者応札の改善に向け、従来よりさまざまな取組を行ってまいりました。時間の都合上、その一部の紹介にとどめますが、左側の運用・保守業務等に関する取組では、1番目の新規参加者の作業期間の確保の取組がでございます。これは、平成23年度調達から段階的に取り組んできており、平成30年度調達の例で申し上げますと、入札公告を12月22日、これは政府案決定と同日ですが、そこまで早めることで入札公告期間を確保しつつ、事業者決定から業務開始までの期間を約40日間確保してございます。

5番目の引継方法等の明確化の取組では、事業者からの意見を踏まえ、平成30年度調達から仕様書へ反映させたものでございます。

真ん中の業務全般に関する取組でございますが、1番目の仕様の検討等を行うための体制整備の取組では、本省PMO、CIO補佐官、外部専門家を活用し、私どもとは違った目で仕様書等を確認しております。また、行政事業レビューや入札等監視委員会においても別途審査をしていただいているところでございます。

事業者からの意見を反映させるという観点では、3番目の入札不参加業者へのヒアリング、5番目の意見招請の有効活用、6番目の情報提供依頼（RFI）の実施、こういったことに取り組んできておりますが、特にこの中で、今年度を実施しておりますRFIにつきまして、次のページ以降で詳しくご説明させていただきます。

なお、右側の機器調達に関する取組については、説明を割愛させていただきます。何かございましたら、ご質問いただければと思います。

6ページをお願いいたします。私どもとしましては、一者応札改善、競争性向上のためのさまざまな取組を実施してまいりました。最近では、意見招請の際に積極的な声かけ、提出された意見の反映といったことも行ってまいりました。しかしながら、結果的に一者

応札は改善されておられません。もちろん、入札に参加するかどうかは最終的にはそれぞれの事業者の経営判断ですので、私どもではどうにもならないことがあるとは思いますが。その上で、私どもとしてこれまでの取組のほかに何ができるのかということで検討した結果、このRFIを実施することで、私どもからもう一步事業者に近づいて、その声に真摯に耳を傾けることとしました。このRFIは、平成29年5月22日に財務省のホームページに公開するとともに、複数の企業に声かけも行った結果、期限の6月9日までに6社から資料の提出がありました。その後、各社とお会いさせていただく中で、どんな対策を講じれば入札に参加してもらえるのか、その可能性についてディスカッションを行いました。そういったものをもとに課題を抽出し、今年度中に具体的な対応方法を取りまとめることとしております。

7ページをお願いいたします。RFIによる課題と対策の最終的な取りまとめにはもう少し少々時間を要しますが、この場ではその方向性についてご説明させていただきたいと思っております。

課題の1として、当システムのような大規模システムでは、業務やシステムを把握するのに期間とコストが必要というものでございます。これに対しては、分離調達や複数年契約といった対策が考えられますが、この両者ともこれまで検討する中で採用を見送ってきたという経緯がございますので、課題の4までご説明した後に、次のページでご説明させていただきます。

課題の2として、取り扱いが難しい製品を利用しているというものでございます。当システムは、基本的に市販されている製品を利用しているのですが、自社製品ではないという理由から、取り扱いが難しいとの意見が出されています。これに対しては、平成30年度調達から主計事務管理室名でサポートを受けられることを仕様書に明示したほか、今後、他の製品の活用についても検討していくこととしています。

課題の3として、引継期間が短く、引継情報が不十分というものです。これに対しては、既に平成28年度調達で1カ月の大幅な期間確保を行ってきたのに加え、平成30年度調達で引継期間や引継方法を仕様書に明示したほか、今後さらなる引継期間の確保や引継情報の整備・提供について検討していくこととしています。

課題の4としては、情報交換の機会が少ないというものです。これに対しては、今回のRFIを通して複数のベンダーと情報交換できたことを生かして、今後も引き続き意見交換の機会を確保していきたいと考えております。また、それを継続することによってお互いの理解も進むと思っておりますし、一者応札の改善にもつなげていければと考えております。

8ページをお願いいたします。これまで複数年契約・分離調達を検討した際に、ここに掲げた問題点をクリアできず、結果的にその採用を見送ってきた経緯がございます。まず、複数年契約についてご説明する前に、予算用語が出ております国庫債務負担行為という言葉が出ておりますので、その点を先にご説明させていただきたいと思っております。

我が国におきましては、国会における予算の議決は各会計年度ごとに行うべしという予

算単年度主義の原則をとっております。これは、翌年度以降の予算を拘束してはいけないという考え方につながっております。その例外の一つとして、複数年契約を結ぶ必要がある場合は、この国庫債務負担行為という形式でその年限や限度額を予算に計上し、あらかじめ国会の議決をいただく必要があります。議決後にこれを変更しようとする場合も、同様の手続が必要となります。私どもも、必要に応じて、国庫債務負担行為を活用して複数年契約を結んでおります。先ほどご説明しましたシステム刷新開発につきましては、平成29年度当初予算に4年以内、総額約50億円を限度とする国庫債務負担行為を計上し、国会の議決をいただきました。その上で平成29年4月に、3年2カ月という複数年契約を結びました。仮に年限を延長したり、予算を増額したりしなければならない状況になりましたら、同様の手続をする必要がありますが、現状ではその必要はないと考えております。

一方、本日の議論であります維持管理業務ですが、やはり複数年契約を行う場合、国会で国庫債務負担行為を議決していただければ、最初の契約はできます。しかしながら、現在、年間に何回か行っている変更契約については、変更のための国会の議決を待っていません。

この資料の②に示しておりますけれども、これは平成28年度にも実際に起きておりますが、当システムとしては、経費節減の観点から、閑散期対応をしている年度当初におきまして、国全体の方針として、熊本地震に伴う補正予算を編成することが決定されました。そのため、直ちに閑散期対応から24時間態勢の繁忙期対応とする、金額の増額を伴う契約変更を行うことで、補正予算書の早期国会提出を実現いたしました。仮に複数年契約を結んでいた場合には、契約変更のための国庫債務負担行為を国会で議決いただくまで契約変更できませんので、最悪の場合、求められる期限内に補正予算書を国会に提出できないといった事態も想定されるところでございます。

また、分離調達につきましては、私どもの使命と考えておりますシステムの安定稼働に支障を来すことは許されないと考えており、さらには運用コスト3割削減に向けて努力している最中でございますので、コスト増にもならない、そういった分離可能な業務をこれまでなかなか見つけられなかったということでございます。しかしながら、RFIにおきまして、せっかく事業者からいただいた意見でもございますので、もう一度ゼロベースで検討してみようと思っております。その際には、複数年契約の最初の契約で何らかの工夫ができないか、これまで変更契約で対応してきたが、それ以外の方法は本当はないのか、安定稼働を確保しつつコスト増にならない、そんな分離可能な業務は本当はないのかなどの観点から、少し時間をかけて検討してみたいと思っております。

なお、本日の議論におきましても、この複数年契約・分離調達に対しまして、さまざまなご意見を頂戴することになるかと思っておりますけれども、そういったものも含めまして、しっかり検討していきたいと考えております。

9ページをお願いいたします。これまで説明しましたことを整理していますが、繰り返しのなりますので、簡潔に申し上げますと、一番下の引き続き実施する対策では、業者の

意見、第三者の目といったものを既に積極的に活用しておりますが、引き続きこれを大切にしていきたいということでございます。

また、中段のRFIの課題対応では、RFIで寄せられた意見を実現していく、あるいはしっかり検討していくというものでございます。

全体をまとめますと、システムの安定稼働、サービスレベルの維持、コスト縮減等の確保とともにシステムの特性を踏まえ、引き続き自主的な取組により一者応札に対する対策を講じていきたいと考えております。

私なりの言葉で申し上げます、1つ目には、私どもの使命と考えておりますシステムの安定稼働を確保しつつ、2つ目には、政府全体の方針であります運用コスト3割削減の実現を目指し、3つ目には、この公共サービス改革の基本理念であります良質かつ低廉な公共サービスの実現、こういったものもしっかり頭に入れながら、これからも私どもみずから一者応札の改善に向け不断の努力を続けていきますという決意を申し上げさせていただきます。予定の時間を少し超過してしまいましたが、私からの説明とさせていただきます。どうかご理解のほどよろしくお願いいたします。

○浅羽主査 ご説明、どうもありがとうございました。

それでは、ただいま説明いただきました内容につきまして、ご質問・ご意見のある委員の方はどうぞご発言をお願いします。石堂委員。

○石堂副主査 ご説明、どうもありがとうございました。非常に大きなシステムということですが、一者応札の状態を克服しなければならないという問題意識というのは非常に明確に持っておられると受け取りました。そのときに、ほかの大小の案件と一緒に思うんですけれども、要するに今受託している業者というのは、それだけで次の契約のときに、いわば一つのアドバンテージといいますか、有利な立場にあるということはもう明々白々でありまして、そのために新規事業者が入ってきづらいという場合には、どこまでその業務の内容、どんな仕事を実際にやるのだろうということが情動的に開示されているかということが非常に大きなポイントになると思うんです。

我々は、市場化テストの中でも、過去の業務の実績みたいなものが記されるのですが、そこでの見せ方については随分議論になります。この開示の仕方ではよくわからないだろう、もっと情報を出すべきだという議論がよく出ます。それは場合によっては作業の日記みたいなものも、支障がなければ、全部見せろといった議論がよく出ます。要するに、個人情報とか、法律的にオープンにできないもの以外は、新規に参入したいという人が望めば、どんどん見せるべきではないかといった議論が行き交っているんです。ですから、財務省さんも、一者応札の克服ということを考える場合には、どこまで情報をオープンにできるかということをお考えいただきたいなと思います。

それから、分割発注の話ももう既に出ましたけれども、特に大きな件名で、いろいろ手を尽くしても結局一者しか来ないという場合に、大胆に分割してやれば、ある部分については複数の業者が来得るのではないかと思うのです。ただ、ご説明の中にもありますよう

に、あまりむやみに分割すると、システムとしての効率性が逆に損なわれるのではないかと、これもまた実態としてはあろうかと思うんです。そういうときに、説明全体のトーンになってしまいうんですけれども、前回に説明をいただいたときにも、要するに国の業務の根幹にかかわるシステムということがあって、今私がいろいろ言ったような内容について、他の案件よりも慎重にならざるを得ないという部分があるのかということなんです。それがもし「いや、基本的にはシステムであって、ほかの案件と特に変わるところはないんです」ということであれば、先ほど言いましたように、情報をどんどん出していくこと。それから、場合によっては分割して発注して、部分的にせよ、たくさんの業者が来られるような状況をつくるということをお考えくださいということになっていくと思うんですけれども、今最後のほうで言いましたように、このシステムはちょっと特殊だというお考えがあるのかどうかをちょっと確認しておきたいなと思います。

○中出室長 大きく2ついただいたのかなと思っております。まず一つは、業務内容の公開ということかと思っております。これにつきましては、私どもも従来から認識はしているところでございます。その上で、今回のRFIでいろいろな業者とご議論もさせていただいたところでございますけれども、そこがネックになっているという話は業者からはなかったというところでございます。ただ、一方で、我々の業務を効率化していくという観点からも、この業務内容をはっきりさせていくというところは重要だと思っておりますので、今後も引き続き、どんなことができるか、検討させていただきたいと思っております。

もう一つは、分割発注とからめまして、当システムには何か特別なものがあるのかというご質問だったかと思っております。もちろん、分離調達に関しましては、先ほどの資料の8ページでもお示ししたとおりでございますけれども、いろいろな経緯がある中で、採用を見送っております。簡単な言葉で言いますと、システムの安定稼働の確保、これが私どもにとっては非常に重要なところだと思っております。それが特別かと言われると、ちょっとどう判断していいかわかりませんが、ここだけは確保した上で分離調達の検討も行っていきたいと思っております。

あともう一つ、この資料に書かせていただいたのは、その安定稼働が大前提ではございますけれども、もう一つ、コスト削減にも取り組んでおりますので、コスト増にならないといった観点も必要かと思っておりますので、この両者を実現できるようなものがないかということで、今後時間をかけて検討させていただきたいと思っておりますけれども、特徴といいますと、やはりシステムの安定稼働を絶対に確保していかないと、国全体の予算編成あるいは国会との関係におきましても支障を来すということになりかねないということで、我々として懸念しているところでございます。

○石堂副主査 ありがとうございます。情報開示の関係で、財務省さんのほうも必要だと考えているという中で、ただ、いわば原資料をどんどん見せるというわけにもいかないと思うんです。そうすると、これから検討されるということですが、その準備期間

といたしますか、もし、できる限り情報を開示していこうと思うと、財務省さんとしてはどのくらいの作業期間をかけようとするのかということと、それからもう一つ、業者さんからあまりその要望がないというお話が今ありましたけれども、それを業者さんに見せたときに、業者さんのほうが今度はそれを勉強する期間としてどのくらいを想定するのかなと。要するに、もう平成32年度の刷新といったことを考えたときに、今後どんなスケジュール感を持ってやっていくのかということ、どんな感じを持っておられるのかなと思うんですけれども。

○中出室長 まず、検討の期間といたしますか、引継ぎの期間と言っていいのかわかりませんが、その期間の確保については、これまでも私どもとしてやるぎりぎりまでやってきていると思っております。ちょっと複数年契約について、なかなか実現できないという中で、単年度契約ということでございますと、入札公告の日を予算の決定日まで現時点で繰り上げております。そういったことを通じる中で、入札公告期間を確保しつつ、現時点では40日程度の引継期間というものを設けているという状況でございます。複数年契約について、もうちょっとしっかり今後検討していかなければいけないと思っておりますけれども、それが実現できるということであれば、もう少し期間というものも延びていくのかなと思っております。

それから、もう一つだけ、すみません、情報の開示ということで言いますと、今回システム刷新を行っております、平成32年6月から新しいシステムを動かそうとしております。今、システム刷新開発業者がさまざまな業務を行っておりますけれども、それに関する業務引継書というものはしっかり作成させていただいた上で、これは業者がやるというだけでなく、コンサルにも入っていただきながら、しっかり開示というものも考えていきたいと思っておりますので、その点はつけ加えさせていただきたいと思っております。

○石堂副主査 ありがとうございます。情報は、引継ぎの場面でももちろん使われるのですけれども、実は、もっと一般的に、どういうシステム内容であるかということの開示資料の準備という意味でお聞きしました。

それから、引継ぎの部分については、改善された、40日確保したということは資料でもわかったのですけれども、どちらかというと、新規参入があり、もし業者がかわったときに、新しく受けた業者が満足いく引継ぎを、発注側がいわば保証するという姿勢をきちんと書き込むべきだと思うんですよ。要するに、新規の業者が前の業者から40日かけていろいろ引継ぎを受けるわけですけれども、ここがもうちょっと知りたいんだというときに、例えばコストの問題などがひっかかって、「いや、そこまではちょっと」という話になると、あるいはそういう懸念があると、新規業者は、いかに40日あっても、もしかして十分な引継ぎが受けられないときには自分は困ってしまうということになります。発注側は、新規に受注する業者が満足いく引継ぎが受けられるように、「それは我々がちゃんと保証しますから」という姿勢を示していただくのが有効ではないかなと思っております。これは意見として受け止めていただければと思います。

○浅羽主査　そうですか。わかりました。

○中出室長　そこは私どもも同感でございます。先ほどの資料の7ページでも、引継ぎの問題が課題として挙げられております。平成30年度の調達で明記したのもございますけれども、今おっしゃられた意見も踏まえまして、今後まだまだ検討していかなければいけない項目はあると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○浅羽主査　奥委員、よろしくお願いいたします。

○奥専門委員　ご説明の中から、非常にこれまでも一者応札の改善に向けご努力されているということは、よくわかりました。7ページで、RFIを通して明らかになった課題と今後の対応方策をまとめていただいておりますけれども、特に課題1については、これまでもいろいろ検討はされてきたけれども、なかなか具体的な解決策が見出せないでいる、それで引き続き検討されていくということですので、おそらくすぐに回答が出るというわけではなく、複数年かけてもう少し中長期的な検討になろうかということだろうと思うんですが、それ以外の課題2、課題3、課題4のところにつきましては、課題4は情報交換をしていくということですから、これはいいと思うんですが、特に課題2と課題3、これから検討と締めくくられている部分について、大体どれぐらいのタイムスパンで答えを出していくということでお考えなのか、そこをまず確認させていただきたいと思います。

○中出室長　課題2、課題3について、どれぐらいの期間をかけて検討していくのかというご質問かと思えます。もちろん、アンダーラインを引いているところは、既にやったということでございます。その上で、アンダーラインを引いていない部分でございますが、課題2の②につきましては、これは実はもう既に次のシステムの刷新開発が始まっているところでございます。その中に盛り込むということはなかなか難しいのかなというところもありますので、ちょっと中長期的な課題かなと私どもとしては捉えております。

それから、課題3の①、③ですけれども、特に③につきましては、平成30年度調達で間に合わなかった部分もありますので、平成31年度調達に向けて、しっかり検討の上、提供できるものはしっかり提供していきたいと思っております。具体的には、契約してからしか見られなかったような資料につきましても、調達の際に見られるようにならないかということで、今具体的に検討を進めているところでございます。

それから、①につきましては、正直に申し上げますと、単年度契約ということですと進むとすると、これ以上早めるのはなかなか難しいなという気もしております。ただ、一方で、業者との意見交換もいろいろな場で行っていきたくと思っておりますので、これにとらわれることなく、さまざまな形で議論していければ、業者の理解も進んでいくのかなと思っておりますので、いろいろな工夫の仕方があるかなと思っております。

○奥専門委員　今の課題2の②のところにつきましては、もう既に平成32年度の分には間に合わないということですから、そうしますと、また次の刷新の機会ということになるということですね。といいますと、また20年後とか、それぐらいのスパンでということになるのでしょうか。

○小田上席主計事務専門官 システムサイクルですので、刷新が平成32年6月の後、大体4～5年後ぐらいになるかと思います。

○奥専門委員 4～5年ですか。わかりました。

それともう1点だけ、よろしいですか。それと、課題3の③については、この②とセットで出していけないと、多分、その期間や引継方法だけを仕様書に明示しても、その中身がわからないと、やはりちゅうちょしてしまうといいますか、そういうことになろうかと思うので、先ほど平成31年度からということでお答えいただきましたので、ぜひこの②とセットで中身についてもしっかりと見える化を図っていくということをお願いしたいと思います。

○浅羽主査 ほかによろしいですか。川澤委員。

○川澤専門委員 ご説明、ありがとうございます。先ほどの7ページの課題4に挙げていただいておりますとおり、情報公開の機会が少ないということで、いろいろと工夫されていらっしゃると伺ったのですが、ちょっと不勉強で恐縮ですが、まず確認として、通常の見解招請とRFIの手続の違いといいますか、何を工夫されたのかというところをまず確認させていただけますか。

○中出室長 意見招請につきましては、実はずっと私どもはやっているところでございます。意見招請の中におきましても、山ほどということではないのですけれども、ご意見は頂戴しているところでございます。その中で、検討して、実現できるものは実現してきたということでございますけれども、実はこのRFIにおきましては、私どもは2つの観点で実施させていただきました。なかなか一者応札が改善されないという状況を踏まえまして、これを実施することで我々からもう一歩近づいてみようということでございますけれども、その目的としましては、私どもが今後、一者応札改善に向けたさらなる取組を検討するための材料にしたいというのが一つの気持ちでございます。もう一つは、さまざまな事業者と良好な関係を築きたいということでございます。そういった中で、我々が改善に向けた検討の材料という中におきましては、かなり幅広い部分が入ってくるのかなと思っております。なかなか意見招請の中で複数年契約とか、そういった話題というのはしばらくのところもあろうかと思しますので、もちろん、していただいても構わないのですけれども、このRFIをやることによってさまざまな意見を聞きつつ、さらには1業者1～2時間ぐらいは議論させていただきましたけれども、そういった中で少しでも改善していきたいという、そんな気持ちから行ったものでございます。

○川澤専門委員 ありがとうございます。意見招請は、個別案件の仕様書についての意見の招請で、特に直接のディスカッションというのはあまりされていらっしゃらなかった。一方でRFIは、いわゆる調達全般について、直接ディスカッションされた。そういう理解でよろしいですか。わかりました。

そういった機会は非常に重要だと思っていて、システムの場合は特に情報の非対称性が大きい分野だと思しますので、継続的に取り組んでいかれると、ほかの省も含めて、

非常にいいのではないかなと思ったのですが、一方で、今回RFIで参加してきた、関心を持っていた事業者について、例えば維持管理業務の参加資格のプロジェクト責任者の要件として、国や地方自治体の維持管理業務の経験とか、そういったところを要件として設定されている場合に、そういった事業者はかなり限られていて、具体的にその限られた事業者の中に例えば今回の6社が該当するのかなとか、そういった今回の6社を踏まえた要件の見直しみたいな、今後に向けて、参加資格の面での見直しみたいなものというのは考えられたりされているのでしょうか。

○林主任主計事務専門官 それでは、私のほうから説明をさせていただければと思います。主計事務管理室の林と申します。国、地方も合わせたところで、特に国のほうで申し上げますと、官庁会計システムを担当していますNTTデータとか、建設事業予算執行システムを担当しているNECとかということもあると思いますし、それ以外に、特に地方公共団体におきましては、かなり多くの会社が参入している状況にあると思います。ですので、決してこの基準を出したからといって参入機会が奪われるということではないと思っているところでございます。

○川澤専門委員 少なくとも今回の6社については、この要件を満たしている、もしくは今後満たす可能性があるといった理解でよろしいですかね。つまり、せっかく関心を持たれている事業者の方で、今後、一者応札の改善に向けてかなり期待できるような環境というのをいかに生かしていくかといった問題意識です。今の時点ですぐにというわけではないですけども、問題意識としてはそういうことを思っております。ですので、そういった今回の6社の方だけではなくて、おそらくマーケットとして潜在的な受注可能者というのはかなりいらっしゃると思いますので、ぜひこういったツール以外でも、情報の交換の場というのを持っていて、幅広く共有して、かつ、各省の例えばシステム関係の調達者との間の情報共有とか、そういうところも含めてぜひやっていただければなと思いました。

以上です。

○稲生副主査 よろしいでしょうか。

○浅羽主査 よろしくお願ひします。

○稲生副主査 私は今回初めて予算編成支援システムについてのお話を伺いました。資料A-4の維持管理の入札説明資料なんですけれども、これの128分の78ページで、非常にたくさんさんのシステムが入っているんだなということを実感しております。それで、あえてざっくり類型化していくと、この1番から9番までは、いわゆる予算作成にかかわる、言ってみれば一番根幹の部分なのかなという理解をしてございまして、10番から14番が決算にかかわるシステム群と。それから、15番からおよそ20番ぐらいまでですかね、これはおそらく基礎的なデータを集計していく、こういうシステム群だろうと。それから、21番から23番が、おそらくこれは公共事業に関係するものを多分総括的に見ていくシステムなんだろう。それから、24から26が、いわゆる財務諸表作成に関するものなのかなと。27以下が、

その他ネットワーク系と。このような理解をした上で、すみません、非常に小さな話をし
てしまうと、結構自治体などですと、いわゆる予決算に関して、それから財務諸表に関し
ては、よくパッケージソフトみたいなものが出ておまして、もちろん国に関する業務は
全く違う。それで結構なんですけれども、一方で、例えば、これは素人意見で恐縮ですが、
先ほど私が申し上げました15から20あたりのいわゆる基礎的なデータを管理するようなシ
ステムであるとする、これであれば、わりと切り出しが可能なのかなと素人なりに、す
みません、ちょっと思っていました。

それから、公共事業に関しても、もちろん公共事業特有のいろいろなシステム系あるい
は工数計算というものがあるかもしれませんが、ただ、おそらくこれも一定程度は
切り出していくことができるのかなと見たときに、やはり予決算・財務諸表系と、こうい
った基礎的なデータを収集するようなものがあえて一体的でなければならないというこ
と、外部から見ていると、多少わかりにくい部分もあるんです。これも全て、つまり15か
ら23あたりに関しても、どうしても一体的にシステムとして構築し、また管理していただ
かないといけないということについてはいかがでしょうか。そうなんだという答えが返っ
てくるのを予想しながらですが。

○中出室長 分離調達につきましては、RFIのほうでもいろいろご意見をいただいておりますので、私どもとして、もう一度全てを検討対象にした上で考えていきたいと思っ
てございます。

その上で、今おっしゃられたような個別のシステムでございますけれども、この個々の
システムで動いているものもあれば、他のシステムと連携しているものもございます。そ
ういった意味で言うと、全てが全て、別々に動かしているんだということにはならないと
は思っておりますけれども、ただ一方で、何ができるのかということとはしっかり検討させ
ていただきたいと思えます。

○稲生副主査 それから、同じ冊子なんですけれども、128分の111ページ以下なんですけ
れども、機能等証明明細書ということで、これを出していただいて、総合評価というこ
とでいろいろ点数をつけるというやり方になっているわけです。128分の111ページの5番の
制約条件のところを拝見しているのですが、例えば5.2のところ、①～④の「事業者への
指示及び調整を行い」というのがありまして、この①～④は本予算編成支援システムとは
全く別個のものと理解しているのですが、これについては、これまで受注されてきた業者
さんが請け負っているということではないのでしょうか。つまり、問題意識は、そういつ
た周辺の連携すべきシステムも、例えば一者がずっと受けておられるのか。あるいは、同
じような質問になりますが、128分の112ページ、次のページなんです、5.4ですか、先ほ
どADAMS IIとかの話もありましたけれども、こういったシステムも特定の業者が受注
されておられるのか、あるいは多種多様な業者さんが実際には請け負っておられるのかと
いうことなんです。要は、特定の業者さんがこういった業務を全部持っているのであれば、
同じように、予算に関しても何となく制約条件ということにはなっているのですけれども、

一者にならざるを得ないのかなといった推測なんですけれども、いかがでしょうか。

○中出室長 ご質問いただきました111ページのほうでお答えさせていただきたいと思えます。①～④の業務なりがございますけれども、このうち①と③は同じ業者でございます。

②・④につきましては、別の業者が受注しているという状況でございます。

○小田上席主計事務専門官 あと、112ページのADAMS IIなんですけど、これも別の業者が請け負っております。

○稲生副主査 それから、先ほどいろいろなシステムがあるということでお示しさせていただいたのですが、一方でシステムの中身、例えば今のお話での128分の78ページなんですけれども、全部で29のシステムがあって、それぞれのシステムの概要については、この維持管理の入札関係資料にも入っていないんですが、個別のシステムの内容については、これは全て公開というか、違う業者さんが入ってこようと思ったときには、どういうシステムかの詳細な要件等については見ることができる、アクセスすることができる。こういう理解でももちろんよろしいですよ。

要は、この関係資料は意外に薄いものですから、これだけで判断して応札するのは厳しいなという問題意識でございます。

○林主任主計事務専門官 すみません、林です。先ほどいただきました78ページの資料ですけれども、これはあくまでもこのシステムの概要をお示ししているものでしかありません。当然、これ以外に、入札公告した後に閲覧資料というのを我々としても用意させていただきます。そちらのほうにかなり詳細に、というか設計図も含めたところで公開させていただいているところがございます。ですので、我々の業務に関して興味がある、入札に関しても応札する可能性があるというところに関しましては、その閲覧資料をもう実際、去年とかも来ていただいていますし、よく見ていただいて、その上で応札していただいている形になっております。

○稲生副主査 あと、すみません、おたく様だけではないんですが、一般的な情報でお持ちであればなんですけれども、今回は予算編成に関してということで、他府省も使えるような、こういうシステムになっていると思うんですが、一方で他の個別の省庁もおそらく個別に積算するようなものを持っているのではないのかなと実は思っているんですが、一般論として、この富士通さんになるわけですが、そういった国の予算編成にかかわるシステム全般に関して、やっぱり富士通さんが圧倒的な強みを持っておられるというような、すみません、これはもしご存じであれば結構なんですけれども。

○中出室長 そういうことではないと思っております。公共事業の予算執行ということであれば、他の業者が入ってございますし、さらに言うと、この私どもの予算編成支援システムというのは、特に予算のほうが一番重いわけなんですけれども、予算に関しては、各省の計数的なもの全部を引き受けておりますので、細かい積算といいますか、ちょっと大げさに言うと、紙1枚、鉛筆1本からこのシステムに入るようになっておりますので、他の省庁でこの私どものシステム以外のもので何かやろうとすると、公共事業とか、そういった

ものが入ってくると思いますが、それは、それぞれの得意分野もあると思いますので、別々の企業でやっているものと思っています。

○稲生副主査 わかりました。ありがとうございました。

○浅羽主査 ほか、よろしいですか。石堂先生。

○石堂副主査 時間もあれですので、1点だけ。資料の8ページの複数年契約のところ、一番上の四角の下のところに※で「システムについては、繁忙期と閑散期に分けコスト縮減を図っている」と。これはおそらく、1年の中で作業工程がこうなるだろうから、閑散期とかとやっているということだと思えます。そうすると、予算も、最近はあまり聞きませんけれども、暫定予算が必要になったり、あるいは一次補正だ、二次補正だということもあり得る。そうすると、単年度予算でやっていったって予算の不足ということは生じてき得るのではないかという気がするんです。ですから、債務負担行為独自の面倒くささはあるにしても、単に不足したときに困るからだということで複数年契約ができないということではないのではないかという気が一つするのと、もし不足が発生する場合に、例えばの話、今受けている受注業者と、金額的に上に出る部分については別契約として、極端に言うと、随契でくっつけるような、何かそういう工夫をすれば、債務負担行為との関係というのをある程度別に考えることができるのではないかなという気もするのですけれど。

○中出室長 私どももさまざまな可能性について検討していきたいというのが前提の上ですけれども、複数年契約の場合は、当初の一番最初に契約する複数年契約については特段の問題はないと思っております。予算に債務負担行為というものを計上させていただいた上で認められれば大丈夫と思っておりますけれども、一方で、なかなか契約変更のほうに制限がございます。契約変更をする場合も国庫債務負担行為限度額を超過する際には国会の議決が必要になってまいりますので、それを待ってでも間に合うような変更であればいいかと思うんですけれども、なかなかそのような状況ではないということでございます。

具体的な例で申し上げますと、今、石堂副主査からもお話がありましたとおり、私どもは経費節減の観点から、閑散期対応、繁忙期対応というものを設けてございます。忙しいときには24時間でやってもらわなければいけないと思っていますし、一方でそうでもない時期につきましては9時半から18時半という中で行っているという状況でございます。そういった閑散期で対応している時期に補正予算とかというものが生じた場合には、すぐに契約変更をしなければ補正予算書ができ上がらないということにもつながりますので、そういったところに懸念材料があるのかなと思っています。一方で、先ほども申し上げましたが、当初の契約で何か工夫できないのかというのは、もう一度検討してみたいなと思っております。

それから、別契約の話もありました。これもじっくり検討させていただきたいと思っておりますけれども、現状思っていることで申し上げますと、この閑散期の9時半から18時半というものを24時間対応に変えるというのが主な変更内容でございます。これを別契約としていいかどうかというのは、なかなか議論が分かれるところだと思っています。今の

契約の上乗せでしかないという考え方もございますので、しっかり検討させていただきたいと思っておりますけれども、何か工夫できれば、そういったほうにもいきたいなと思っております。

○石堂副主査 結局、市場化テストのほうでも同じ問題があるんですけども、要するに、基本的には今の法令制度の中で考えざるを得ないんです。ただ、壁にぶつかることがよくあって、それをどのように克服するかというときに、もう壁に当たったからやめるというのと、何かやれないか、あるいは制度的にどこをどう変えればいいのかという検討も根底ではやっていかざるを得ないと思うんです。その間に、壁は壁として、こういう、言ってみれば一種の奇手を使えばいけるのではないかというのが必要な場面もあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○中出室長 しっかり検討させていただきます。

○浅羽主査 ほかによろしいですか。

では、私から1点だけ。ご説明いただいた資料の1ページ、本当に最初のところで、システムの概要の中で、計数管理や予算書の自動作成あるいは決算の計数管理や自動作成、ここらあたりはすぐわかるのですけれども、予算内容の分析あるいは決算の分析といったものまでもシステムでやれるようなものがあるところらに書いてあるのですけれども、これはそこまでの分析そのものを求めているものなんでしょうか。あるいは、分析と言った場合、何を意味するのでしょうか。

○中出室長 このシステムにつきましては、全てをこれで予算編成するということではございませんが、計数的なものは極力ここに入れる中で、その入れていただいたものをさまざまな形で分析していくことによって、さまざまな予算上の判断に利用してほしいなという思いがございます。そういった中では、さまざまな分析するためのコードを設けておまして、それをいろいろ活用することによって、現状ですけれども、分析表の帳票の数が870万枚ぐらいある状況でございます。この全てを全省庁でうまく使えているかどうかというのはちょっと別ですけれども、さまざまな形で分析していただけるようなシステムになっているところでございます。

○浅羽主査 そうすると、それは分析コードを振るということになるのでしょうか、具体的にシステムでやる内容として。ちょっとどのことか、直ちにはわからない。例えば建設公債の対象になるものと、ならないものは、たしかゼロと1と振っていたりとか、あと主要経費別のもので、またその前に番号がある。これのことでよろしいのでしょうか。それをシステムの的に組んで、自動的にやれてと、そういう意味でよろしいのでしょうか。

○中出室長 簡単に申し上げますとそういうことですけれども、いろいろな形での分析というものが求められますので、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、毎年毎年、予算要求の前の概算要求基準におきましては、いろいろな要望だとか、そんな仕組みができて上がります。そのたびにいろいろなコードを振ったりとかしながら、分析できるようにということで、利用者の皆様に使い勝手のいいものにしていきたいと思っております。

○浅羽主査 わかりました。いや、私はここで分析というところにひっかかったのは、システムそのものに分析させるようなことをイメージ……。業者に対して分析をという、例えば少子化で文教で科学振興費が減っているとか、そのようなことを言うのではまさかないよなと思っただけで、そういうわけではないんですね。先ほど分析コード等を振って、分析ができるようなものをシステムの的に提供しろということで理解としてよろしいですよな。

○中出室長 そうですね。計数的なものをいろいろな形で分析できるようにということでございます。

○浅羽主査 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の皆さん、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。本案件につきましては、平成27年度から当委員会が財務省に対しまして競争性等の改善を要請してまいりまして、これに対しまして御省は公告期間の確保あるいは意見招請を通じた積極的な情報収集などの自主的な取組を実施しているということが本日も確認できました。もちろん、もっといろいろとまだご検討いただく、あるいは検討すべきだと御省そのもので考えていらっしゃることもまだまだあるということは事実でありますので、そこはもっとやっていただくということになりますが、競争性改善の取組そのものに関しましては、きちんと平成32年度におけるシステム刷新に向けましてやられているということが確認できました。したがって、今後も財務省におきまして、改善の取組は当然継続されていくということを前提にはありますけれども、本案件につきましては、改善要請の対象から除外することといたしたいと思っておりますが、そのような方針で委員の先生方、よろしいでしょうか。

それでは、そのような方針とさせていただきますと思います。

本日の議論の内容につきましては、私と事務局とで調整の上、監理委員会への報告資料として整理いたしたいと思っております。

整理したものとしまして、事務局から監理委員会の本委員会に報告願います。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や改めて確認したい事項等がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理していただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 いえ、特にございません。

○浅羽主査 それでは、以上をもちまして予算編成支援システムの維持管理の審議を終了いたします。財務省の皆様におかれましては、ご出席いただきましてまことにありがとうございました。

(財務省退室)

— 了 —